**○法務省告示第二十一号**

大阪市住之江区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年一月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

大阪市住吉区東加賀屋町三丁目五番地の二

山中　繁廣

**○法務省告示第二十二号**

大阪市住之江区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年一月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

大阪市住吉区粉浜中之町二丁目三十三番地

村本梅太郎

**○外務省告示第二十号**

平成二十五年十二月十九日にアビジャンで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日　　本　　側　井上進在コートジボワール大使

コートジボワール側　シャルル・コフィ・ディビ外務大臣

平成二十六年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二十一号**

平成二十五年十二月十九日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日　　本　　側　小林正雄在サントメ・プリンシペ大使

サントメ・プリンシペ側　ナタリア・ペドロ・ダ・コスタ・ウンベリナ・ネト外務・協力・共同体大臣

平成二十六年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二十二号**

平成二十五年十二月二十三日にキンシャサで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日　　本　　側　冨永純正在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　ディスマス・マグベング・スワ・ナ・エミナ・モンジア国際・地域協力副大臣

平成二十六年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二十三号**

平成二十五年三月二十二日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

平成二十六年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、パプアニューギニア独立国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパプアニューギニア独立国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十三億四千万円（八、三四〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ラム系統送電網強化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、パプアニューギニア独立国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、パプアニューギニア独立国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、パプアニューギニアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　パプアニューギニア独立国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　パプアニューギニア独立国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してパプアニューギニア独立国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパプアニューギニア独立国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　パプアニューギニア独立国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパプアニューギニア独立国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してパプアニューギニア独立国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してパプアニューギニア独立国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してパプアニューギニア独立国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　パプアニューギニア独立国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びパプアニューギニア独立国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　パプアニューギニア独立国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。